

佐賀県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年二月二十三日から平成二十二年三月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鹿島嬉野線	嬉野市嬉野町大字下宿字五本杉甲四 六四六番一地从先から 嬉野市嬉野町大字下宿字二本杉甲四 一六六番三地从先まで	平成二二・二・二三